

## 子ども手当の手続きは済ませましたか 期限までに請求書の提出を

平成23年10月1日に、「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」が施行されました。

▽請求期限 3月31日(土)  
※窓口での受付は、月々金曜日(祝日を除く)の午前8時30分から午後5時15分までです。

これまで子ども手当を受け取っていた人も含め、中学校卒業前の子どもを養育する全ての人は、手続きが必要です。平成23年11月に子育て支援課から発送した「子ども手当認定請求書」(黄色い用紙)をまだ提出していない人は、期限までに提出してください。提出しない場合は、子ども手当を受給できませんのでご注意ください。なお、公務員の人は職場で手続きをしてください。

▽対象者  
0歳から中学校卒業までの子ども(15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある人)を養育している人  
※父母の場合、生計を維持する程度の高い人

▽手続きに必要なもの  
・認定請求書(窓口にあります)  
・印鑑  
・請求者名義の支払希望口座が分かる通帳など  
・請求者本人の健康保険証の写し  
※これら以外の書類の提出をお願いすることがあります。

■問い合わせ・請求先  
子育て支援課  
☎0869-26-5947

## ジャンボタニシの防除

水田のイネや水路壁などに濃いピンク色をした物体が付着している光景を目にしたことはありませんか。

これは、ジャンボタニシ(スクリングガイ)の卵で、異様に目立つ毒々しい色は、捕食者への警戒色と考えられています。



ジャンボタニシ成貝 (約7粒)

この貝は柔らかい草を好むため、田植え直後の苗が被害に遭うことがあります。田植え時期を迎える前に、田んぼへ水を引き入れる取水

口にネットや網(5ミ以下の網目が望ましい)を付けたり、あぜを高くするなどして、貝の侵入を防ぎましょう。

また、見つけた貝はその都度捕殺(素手で触らない)し、卵は早期に水中に払い落とすようにしましょう。

貝や卵の駆除は、地域で行う川(用排水路)掃除のときなどに行くと広範囲に駆除できて効果的です。

■問い合わせ先

産業振興課  
☎0869-22-3934  
自衛官幹部候補生など募集します  
防衛省では、平成24年度各種自衛官などの募集を次のとおり行っています。  
※受験に関する詳細は、お問い合わせください。  
防衛省備前岡山地域事務所

## 広聴広報事業についてのアンケート結果

本紙8月号に折り込んで実施した広聴広報事業についてのアンケートの結果(一部)を、広報紙に対する自由意見を中心にお知らせします。なおご意見については、原文のまま掲載しています。

今後、集計結果や頂いた意見を業務改善につなげるよう努めてまいります。

なおアンケートの結果については、市ホームページで公表しています。

(HP: <http://www.city.setouchi.lg.jp/data/h23kouhou.html>)

### 【充実してほしい記事や扱ってほしい事柄】

- ・「人」のページ。がんばっている人を特集。瀬戸内市出身で羽たいた人も。(35歳、女性)
- ・地元野菜の特集。新規就農者のインタビューなど。(21歳、女性)
- ・市政に対する市民の声(要望や提言等)を載せるコーナーを設けて欲しい。現在の広報誌の姿は、行政側からの一方通行の色彩が強い。そろそろ市民とともに作り上げる広報誌を目指す時期にきているのではないだろうか。(69歳、男性)

### 【読みやすく、役に立つ広報紙とするための改善】

- ・内容がわかりにくい。もっとわかりやすい表現を。(33歳、男性)
- ・少し字大きく・写真カラーに。(67歳、男性)
- ・目次を作る(みだし)。(70歳、男性)
- ・カタカナ英語ばかりでなく、日本語でおねがいします。(86歳、女性)

### 【その他自由記述】

- ・綴じ穴があった方が良い。(80歳、男性)
- ・インターネットがないので広報が届かないと困ります。広報は続けて下さい。(40歳、女性)
- ・費用の掛からない広報をお願いします。(61歳、男性)

## 母子家庭の自立を支援 技能や資格の取得支援制度

市では、市内に住む母子家庭の母親の主体的な能力開発を支援するために「母子家庭自立支援教育訓練給付金」と「母子家庭高等技能訓練促進費」の制度を実施しています。

仕事に役立つ技能や資格の取得を支援する制度です。

対象者の要件などは左表のとおりです。

これらの制度を利用したい人は、ご相談ください。

■問い合わせ・相談先  
子育て支援課

☎0869-26-5947



## 母子家庭自立支援教育訓練給付金・母子家庭高等技能訓練促進費

制度名	母子家庭自立支援教育訓練給付金	母子家庭高等技能訓練促進費
対象者の要件	①市内在住の母子家庭の母 ②児童扶養手当を受給または同様の所得水準にあること ③雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと ④教育訓練講座の受講が適職に就くために必要であると認められること	①市内在住の母子家庭の母 ②児童扶養手当を受給または同様の所得水準にあること ③養成機関で2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること ④就業または育児と修業の両立が困難と認められること
対象講座対象資格	雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座など (HP: <a href="http://www.kyufu.java.or.jp/">http://www.kyufu.java.or.jp/</a> )	①看護師 ②介護福祉士 ③保育士 ④理学療法士 ⑤作業療法士 など
給付額	受講に要した費用の2割 ※上限は10万円で、4千円以下の場合には支給されません。	・市町村民税非課税世帯 月額100,000円 ・市町村民税課税世帯 月額70,500円 ※平成24年度に修業を開始した場合、修業期間の全期間(上限3年)において申請日の属する月分から支給します。 ※4年間修業する場合の4年目は、母子福祉資金の生活資金の貸付が可能です。

## 平穏な生活を取り戻すため 犯罪被害者などへの支援

犯罪の被害者となった人やその家族、遺族などは、生命、身体、財産上の直接的な被害だけではなく、精神的被害などの「二次的被害」に苦しめられています。

犯罪被害者などの生活の安定や精神的被害の軽減を図ることを目的として、1月1日から支援の基本理念や施策についての条例と、支援金に関する条例が施行されました。犯罪被害者などは申請により、次のとおり支援金を受給できます。

- ・犯罪により死亡した被害者の配偶者や子に、遺族支援金として 30万円
- ・犯罪により傷害を受けた被害者に、傷害の程度により 傷害支援金として 5万円(全治2週間以上1カ月未満)
- ・10万円(全治1カ月以上)

■問い合わせ・申請先  
人権啓発室

☎0869-22-3922

☎086-224-2824  
HP <http://www.mnd.go.jp/pcr/okajama/>

## 自衛官試験受験資格および日程

受験種目	対象者	受付期限	試験日
幹部候補生	一般・技術 20歳以上26歳未満の人(22歳未満は大卒の人)※(修士取得者は28歳未満の人)	4月27日(金)	5月12日(土)、13日(日) ※13日は飛行要員希望者のみ
	【歯科】20歳以上30歳未満かつ専門の大卒の人※ 【薬剤】20歳以上26歳未満かつ専門の大卒の人※(薬剤修士取得者は28歳未満の人)	4月27日(金)	5月12日(土)
予備自衛官補	一般 18歳以上34歳未満の人	4月4日(水)	4月14日(土)から16日(月)までの指定する日
	技能 18歳以上で保有する技能に応じ53~55歳未満の人		

※大学卒業見込みの人や外国における学校を卒業した人で大学卒業に相当すると認められる人などを含む